

自動販売機設置場所貸付に係る仕様書

1 貸付場所及び貸付面積

財産名称	所在地	貸付箇所	貸付面積
冠山駐車場	松山市道後湯之町 4 番 30 号	屋外	$1,190 \text{ mm} \times 900 \text{ mm} = 1.07 \text{ m}^2$ (1 台)

※貸付箇所は、別紙位置図を参照のこと。

2 貸付期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

(募集要項 4 (3)のとおり、延長の場合あり。ただし、最長でも令和 8 年 3 月 31 日まで。)

3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者（以下「設置者」という。）の遵守事項

(1)大きさ及びデザイン

①大きさ おおよそ W1,190mm × D900 mm × H1,900 mm 以内

②デザイン 周辺環境に配慮したユニバーサルデザインとする。

(2)環境対策

①省エネ 「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

②ノンフロン 二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とする。

(3)安全対策

①転倒防止 「自動販売機の据付基準」(JIS 規格)及び「自動販売機据付規準」(清涼飲料自販機協議会作成)を遵守した措置を講じるものとする。

②営業許可 商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

③防犯 硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造硬貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自動販売機堅牢化基準」(日本自動販売機工業会作成)を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(4)使用済み容器の回収

①回収ボックスの設置 原則として酒類を除く飲料とタオルそれぞれの回収ボックスを自動販売機脇に設置する。

②回収ボックスの規格

ア 素材 プラスチック製又は金属製とする。

イ 容積 回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とする。

ウ その他 素材別に回収できるものとし、使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をする。また、回収ボックス内の使用済み容器は設置者において回収し、周辺環境に配慮したユニバーサルデザインとする。

③使用済み容器の処理 容器包装リサイクル法(平成7年法律第112号)など、関係法令に基づいて適切に処理する。

(5)自動販売機の設置及び管理運営

①設置において、設置の位置、日時等、必要な事項を協議のうえ行う。また、設置した場所で支障が生じた際は、設置者の責において、移動すること。

②設置者において、商品の補充及び変更、売上金の回収及び釣銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。

③設置者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行う。

④設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努める他、故障時には即時対応する。

⑤商品の補充及び使用済み容器の回収時間は、松山市と協議し決定する。

⑥商品に欠品が出た場合など、商品補充が必要と松山市から連絡があった際は、随時早急に商品を補充すること。

4 販売商品の種類等

(1)種類 同自動販売機の中に酒類を除く飲料とタオルのみ販売できるものとする。

タオルは、サイズ等の規格指定はないが、空の散歩道にて足湯を利用した後に足を拭くことを想定している。

(2)容量 タオルを50枚以上補充可能な自動販売機とする。

(3)価格 標準販売価格(定価)以下とする。

(4)容器 ペーパーカップは、不可とする。(紙パック可)

タオルは、紙類の箱やナイロン、ビニール等で包装されているものとする。

5 売上手数料

当該自動販売機の酒類を除く飲料の売上金額に、その落札した売上手数料を乗じた金額(1円未満の端数は切り捨てる。)とタオルの売上金額に、その落札した売上手数料(1円未満の端数は切り捨てる。)の合計額とする。

6 電気料等

設置者が自ら設置したメーター(計量法(平成4年法律第51号)に基づく検査に合格したものに限る。)により計測した使用料に基づき、算出した額とする。

7 費用負担

- (1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。
- (2) 電気使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置者が負担する。なお、設置にあたっては、松山市担当職員の指示に従うものとする。

8 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して松山市担当職員の確認を受けなければならない。

9 自動販売機設置に伴う事故

松山市の責に帰することが明らかな場合を除き、設置事業者がその責を負う。

10 商品等の盗難及び破損

- (1) 松山市の責に帰することが明らかな場合を除き、松山市はその責を負わない。
- (2) 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は棄損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。